

## (6) 大学院研究科における学位授与・課程修了の認定

### (学位授与)

修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性 (A群) 大学院

#### 【文学研究科 英語英文学専攻 博士課程(前期)】

修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

博士課程(前期)では修士の学位取得のための条件として、英米文学、言語学、応用言語学等の各専門分野の開講科目から30単位以上を取得し、最終的に英語で執筆された修士論文を提出することで学位授与のための資格を得ることになる。

なお、修士論文の提出には1月初旬と8月初旬の年2回の機会を設けている。修士論文が提出された後、主査1名と副査1名による口頭試問が課され、さらに学内での修士論文の口頭発表を行うことが義務づけられている。

本学では上記のような条件を満たすことを院生に義務づけている。さらに運営組織として英語英文学専攻委員会において学位取得候補生の専攻会議を行い、その後、文学研究科において査定会議を開き、公平と透明性を図るための手続きを踏み、最終的に学位を授与している。このような方針・基準は適切であると考えられる。2001年より過去5年間において学位を授与した学生は18名である。

#### 【文学研究科 英語英文学専攻 博士課程(後期)】

博士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位請求論文の提出は、原則としてレフリーのある学術雑誌に2本以上掲載、また国内外での発表などを行ったのちになされる。提出された論文は主査1名、副査2名によって公開審査が行われた後、さらに専攻委員会および他の分野の専門家をも加えた研究科委員会で査定会議を行い、全学組織の大学院委員会の審議を経ており、その透明性、公正性は確保されている。過去5年間において学位を授与された学生は1名である。

#### 【文学研究科 日本語日本文化専攻 博士課程(前期)】

修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

修士の学位は、規定単位(32単位)習得の上、400字詰原稿用紙60枚相当以上の論文を提出し、主査副査による一時間の口頭試問を行い、公開修士論文発表会を行った上で、博士課程前期日本語日本文化専攻委員会に主査副査から審議報告が行われ、合格認定を受けた場合、研究科委員会・大学院委員会の審議を経て授与している。学位の授与方針・基準の適切性については、問題はないと判断する。修士の学位取得状況は、ほぼ95%に達している。

**【文学研究科 日本語日本文化専攻 博士課程（後期）】**

博士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

博士の学位は、レフリーのある学術雑誌に論文 2 本以上を公表し、課程博士においては 400 字詰原稿用紙 300 枚以上、論文博士においては 400 枚以上の論文を提出した者について、博士後期課程委員会の承認のもと、主査 1 人副査 2 人からなる論文審査委員会を立ち上げ、論文査読を行って、公開口頭試問を行い、評価を下す。

合格した場合、博士後期委員会に報告し審議し承認を得ると、文学研究科委員会に報告し、大学院委員会で審議し承認を得て、学位授与を行うことになっている。

日本語日本文化専攻においては、現在までに論文博士 1 名、課程博士 1 名の学位授与を行っているが、いずれも中国からの留学生である。また、日本文化、日本文学、芸術文化の分野の院生に対する学位授与は行われていない。学位の授与方針・基準の適切性については、問題はないと判断する。

**【国際社会システム研究科 国際社会システム専攻 修士課程】**

修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

第 1 期生 5 名の内 4 名が修士の学位を授与した。残る 1 名は、研究課題との関連で、海外フィールド調査による計画的な修了延期である。

修士論文の提出時期や審査手順・審査内容も定められており、適切に管理運営されている。

**【生活科学研究科 食物栄養科学専攻 修士課程】**

修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位の授与状況は、本研究科が設置された 1968 年度以降、学位を授与された人数は、104 名である。2000 年度以降は、14 名である。

学位論文の提出については、「同志社女子大学大学院履修要項」に提出要件が定められている。本研究科において授与する学位は、「修士(食物栄養科学)」である。修士の学位は修士課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上を修得し、修士論文を提出、論文審査と最終試験に合格したものに授与される。また、公開修士論文発表会で発表しなければならないことになっている。

学生は、本研究科委員会が定めた大学院学年暦に記載されている期日までに、修士論文を生活科学部事務室に提出する。提出期限は厳守されている。なお、3 年目の 9 月 30 日付で修了しようとする者の修士論文提出期限は、別に定められ大学院学年暦に記載されている。

その他

大学（生活科学または家政系）において中学校および高等学校教諭一種免許状（家庭）を取得している者が、教科に関する科目を 24 単位以上取得して修士の学位を得た場合、中学校および高等学校教諭専修免許状（家庭）を取得することができる。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（B群）大学院

<b>【文学研究科 英語英文学専攻 博士課程（前期）】</b>
<b>学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況</b> 審査の透明性と客観性を高めるために、上記の項目においてもすでに記したが、本学では30単位以上の開講科目の単位取得、英語による修士論文執筆、主査1名と副査1名による論文の査読および口頭試問、その後、修士論文の発表会、専攻委員会による専攻会議と文学研究科による査定会議での承認という、院生に課される義務と共に、複数査読者による論文審査と運営組織による会議の議を経て、より透明性と客観性の高い学位審査を実施している。
<b>その適切性</b> 2名の専門家の試問、英語英文学専攻委員会、文学研究科委員会で査定を行い、学位審査は、適切に行われていると判断する。
<b>その他</b> 欲をいえば、副査は1名よりは2名であることが望ましいが、現状では1名である限定性を補うために、副査をつとめる教員は提出された論文の専門分野の者、あるいは専門に比較的近い分野の者が担当するように工夫されている。

<b>【文学研究科 英語英文学専攻 博士課程（後期）】</b>
<b>学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況</b> 8単位以上の単位を取得した後、英語または日本語の論文を提出し、主査1名、副査2名（副査1名は外部の者を含めることができる）による試問を公開で行った後、専攻、研究科で査定会議を行い、全学組織の大学院委員会で、他の専門分野の委員を含む議を経て、透明、公正な審査を行っている。
<b>その適切性</b> 公開制で3名による専門家の試問が行われ、専門の専攻、他の分野の研究科の審査、全学的な大学院委員会の議を経ていることから、その透明性と公正さは適切に保たれている。

<b>【文学研究科 日本語日本文化専攻 博士課程（前期）】</b>
<b>学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況</b> 修士論文については博士前期課程委員会の承認のもとに主査・副査を決定し、論文査読の後、口頭試問を行っており、またこれと同時期に修士論文発表会を修士論文評価の一部に取り入れて、公開で実施している。 以上の手続きを終えた上で、主査・副査は評価を下しており、その結果は博士前期課程委員会で審議し、承認を得て、文学研究科委員会に報告され、さらに大学院委員会で審議し承認を得ることになっている。

その適切性

前記のような手続きで審査を行い、公開の発表会をも設けており、透明性・客観性は確保されていると判断している。

【文学研究科 日本語日本文化専攻 博士課程（後期）】

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況

前述のように、博士課程（後期）委員会の承認のもと、主査1人副査2人からなる論文審査委員会を立ち上げ、論文査読を行って、公開口頭試問を行った上で、評価を下しており、合格した場合、博士課程（後期）委員会に報告し審議し承認を得ると、文学研究科委員会に報告し、大学院委員会で審議し承認を得て、学位授与を行うことになっている。

その適切性

博士課程（前期）と同じように、前述のような手続きの元で審査はおこなわれており、透明性・客観性は確保されていると判断している。

【国際社会システム研究科 国際社会システム専攻 修士課程】

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況

修士論文審査に関する内規を定めており、主査（指導教員）と1名以上の副査からなる審査委員会が行うことになっている。

また、必要に応じて外部の教員に委員を委嘱できることになっていて、審査の公正さを確保している。

その適切性

現在までのところ、論文審査（査読と口頭試問）および研究科委員会での審査委員会の報告・審議は順調に推移しており、適切性を保っている。

【生活科学研究科 食物栄養科学専攻 修士課程】

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況

論文の指導は、主に専任の大学院任用教授である指導教員によって行われる。各学生の指導教員は、入学年度第一回の本研究科委員会において、学生から提出された研究課題、研究目的、研究計画をもとに入選の検討を行う。第2年次学生の指導教員は、原則的には1年次の指導教員と同じである。

修士論文の審査に関しては、主査（指導教員）1名と副査（専任大学院任用教授など）1名による論文の査読及び口頭試問を経た後、公開修士論文発表会が行われる。その後、全専任大学院任用教授が出席する研究科委員会にて査定がなされる。合否は、その後開かれる大学院委員会にて審議され、判定が下される。

その適切性

上記のように指導教員の人選及び学位審査に関して、透明性・客観性は確保されていると判断している。

### （課程修了の認定）

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（A群）大学院

本学大学院では、大学院設置基準第16条および第17条に基づき「同志社女子大学大学院学則」第11条において、以下のとおり規定している。

「第11条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。

2 前項の場合において、本大学院修士課程または博士課程（前期）の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

3 博士の学位を得ようとする者は、本大学院に5年（修士課程または博士課程（前期）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士課程（前期）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書きの規定による在学期間をもつて修士課程または博士課程（前期）を修了した者の大学院の在学期間に関しては、修士課程または博士課程（前期）の在学期間に3年を加えた期間とする。

ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士課程（前期）における在学期間を含む）在学すれば足るものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第70条の2の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が博士課程（後期）に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。」

しかし、今のところ標準修業年限未満で修了したケースはない。